

次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業

香川県内第25号 (平成26年1月29日認定決定)

四国交通共済協同組合 (坂出市)



認定マーク「くるみん」

企業が次世代育成支援対策推進法に基づき、労働者の仕事と子育ての両立を支援するための行動計画を策定し、一定の要件を満たした場合に、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定を受けることができます。

認定を受けると、次世代認定マーク（愛称：くるみん）を自社の商品やその広告、企業の封筒や名刺、ホームページ、求人広告等に使用することができます。

計画期間中の主な取組

◆労働者数 50人(うち女性 15人)

◆計画期間 平成23年12月1日から平成25年11月30日

[両立支援に関する制度]

○育児短時間勤務制度は小学校就学前までの子を、育児のための所定外労働の免除の制度は小学校卒業までの子を対象としています。

○子の看護休暇は有給で、小学校2年生までの子を対象とし、子が3人以上いる労働者は、日数について法定より3日多く取得できます。また、制度を利用しやすいように、時間単位での取得を可能としています。上司が制度の利用を促す等により、取得しやすい環境が整い、制度利用につながっています。

○各種制度を変更した場合には、職員に対して社内メールを発信し周知を図っています。

[所定外労働の削減]

○所定外労働時間の削減に向け、週1回のノー残業デーを設定し、実施に取り組んでいます。

[育児休業等取得状況]

○育児休業は、平成22年8月から計画期間終了までに女性1名の利用がありました。

○子の看護休暇は、計画期間中男性が1名、女性は対象となる労働者全員(3名)が利用しています。

企業からひとこと

職員一人ひとりが楽しく、元気に、誇りを持って働くことができる仕事場。それが組合員さんにとって、信頼され、安心される源泉となって、交通事故防止という社会的な貢献を果たしていただけるよう、これからも頑張っ参ります。



子の看護休業を取得した男性職員とお子さん

一般事業主行動計画の取組・認定申請等については、

香川労働局雇用均等室(TEL087-811-8924)

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎

香川労働局 ホームページ <http://kagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>